

令和 3 年科学技術人材育成費補助金

「リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る
質保証制度の実施」 報告書

2024 年 9 月

一般社団法人リサーチ・アドミニストレーション協議会



目 次

1	補助事業の目的と概要	1
2	補助事業の経緯	1
3	補助事業の計画	3
4	補助事業の成果概要	4
4.1	一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構の設立	4
4.2	URA スキル認定制度の運用開始	5
4.3	制度の持続的な運営に向けた検討.....	5
4.4	URA スキル認定制度の運用方針変更に伴う関係各所との調整	6
5	成果の内容.....	6
5.1	制度の実施.....	6
5.2	補助事業における研修の検討事項と検討結果.....	7
5.2.1	Fundamental レベル及び Core レベルの研修	7
5.2.1.1	研修概要	7
5.2.1.2	研修実施方法	7
5.2.1.3	研修スケジュール	8
5.2.1.4	研修修了証の有効期間について	8
5.2.1.5	研修教材及び確認テストの取り扱いについて	8
5.2.1.6	研修内容に関する質問への対応.....	9
5.2.1.7	研修教材及び確認テストの改修について	10
5.2.2	Advanced レベルの研修	11
5.2.3	認定 URA について	12
5.2.3.1	認定 URA の申請要件について	12
5.2.3.2	認定 URA の審査のプロセス.....	14
5.2.3.3	認定 URA の審査における評価項目と評価の観点.....	16
5.2.3.4	認定 URA 申請書類の改訂	19

5.2.3.5	認定 URA の不服審査について	20
5.2.3.6	認定 URA の更新審査について	21
5.2.4	認定専門 URA について	21
5.3	自己点検と外部評価	22
5.3.1	自己点検評価	23
5.3.2	外部評価.....	23
6	今後に向けて	25
6.1	研修	25
6.2	認定	26
6.3	事務局機能	27
6.4	CRAMS の運営	27
7	実施状況	27
7.1	研修	27
7.2	認定	27
8	委員名簿	28
8.1	協力者会議	28
8.2	研修 WG	29
8.3	認定 WG	30
9	会議開催状況	31
9.1	令和 3（2021）年度	31
9.1.1	協力者会議	31
9.1.2	研修ワーキンググループ	32
9.1.3	審査ワーキンググループ	32
9.2	令和 4（2022）年度	33
9.2.1	協力者会議	33
9.2.2	研修ワーキンググループ	33

9.2.3	審査ワーキンググループ	34
9.3	令和5(2023)年度	34
9.3.1	協力者会議	34
9.3.2	研修ワーキンググループ	35
9.3.3	審査ワーキンググループ	35

1 補助事業の目的と概要

本事業は、令和元年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究」及び令和2年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターの認定制度の実施に向けた調査・検証」において取りまとめられた URA 質保証制度の内容及び実施体制の提案に基づき、実際に、研修及び認定事業を行う機関(質保証機関)の運営を支援することを目的に実施した。このことにより、URA の認定及び業務に対応した研修が実施され、専門性の高い職種として URA の能力が可視化されるなどにより、大学等における URA 等のマネジメント人材の育成と配置が一層促進されることをもって、大学等における更なる教育研究推進体制の充実強化に貢献した。

2 補助事業の経緯

リサーチ・アドミニストレーター (URA) を含む研究マネジメント人材についてはその必要性が指摘されており、文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」に基づく2021年度には現在約1,600名がURA(産学連携コーディネーターを含む)として配置されていた。

我が国におけるURAの普及は、文部科学省の平成23年度「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業により始まった。この事業の具体的な内容は、以下の3つであった。

スキル標準の実施：リサーチ・アドミニストレーターの業務に必要な実務能力を明確化・体系化した指標であるスキル標準の作成(東京大学が受託)

研修・教育プログラムの整備：リサーチ・アドミニストレーターの業務遂行能力向上のために、全国の大学等で広く活用できる汎用性のある研修・教育プログラムの作成(早稲田大学が受託)

リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備：研究活動を効果的・効率的に進めていくために、プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究支援業務を行う人材群であるリサーチ・アドミニストレーターを育成・確保する全国的なシステムを整備(平成23年度より5大学、平成24年度より10大学で実施)

これら事業の概算要求(平成22年8月)には、上記3事業以外に「リサーチ・アドミニストレーターの資格制度・人材供給システム等に向けた検討」が含まれていたが、当時は事業として実施されなかったものの、文部科学省にURAの質保証のための資格制度が必要との認識が当時からあったことを示している。

また平成23年9月16日の文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会において、「科学技術イノベーションに資する産学官連携体制の構築～イノ

ベーション・エコシステムの確立に向けて早急に措置すべき施策～」の一つとして、リサーチ・アドミニストレーターの階層性とそれらに求められるスキルの関連付けや、さらには、対応する能力認定の在り方等も検討していくことが求められると指摘されている。

その後、平成 29 年度に文部科学省内に「リサーチ・アドミニストレーター活動の強化に関する検討会」が設置され、質保証の意義や認定制度の在り方（コンセプト、スキーム等）について検討された。その結果、平成 30 年度に「リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度の導入に向けた論点整理(以下、論点整理)¹⁾」が取りまとめられ、専門性を踏まえた研修の実施と専門性・スキルの可視化の必要性とそれを実現するための観点 が提言された。その際、平成 23 年度の事業において東京大学が作成した「スキル標準」に基づき検討することについても言及された。

この論点整理を受け、文部科学省令和元（2019）年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究（以下、令和元年度事業）²⁾」（受託機関：金沢大学）において、URA 人材の定義と認定区分及び人材像の設定、制度概要（審査方法、審査書類、研修プログラムの内容等）の検討と一部試行が行われ、文部科学省令和 2（2020）年度科学技術人材養成等委託事業「リサーチ・アドミニストレーターの認定制度の実施に向けた調査・検証（以下、令和 2 年度事業）³⁾」（受託機関：金沢大学）において、令和元年度事業で検討した認定スキーム（研修プログラムと審査）に基づく試行が行われた。

令和元年、令和 2 年度事業共に、文部科学省が定める URA 関係団体（リサーチ・アドミニストレーター協議会、研究大学コンソーシアム、学術研究懇談会、大学技術移転協議会、多能工型研究支援人材育成コンソーシアム、医療系産学連携ネットワーク協議会、科学技術振興機構）が参画する形で検討が進められ、我が国の URA 関係団体の総意のもとで制度設計がなされた。

そして、令和元年、令和 2 年度事業での試行を踏まえ、制度実施に向けた体制整備と課題の検討を目的に本補助事業が開始された。本補助事業では、認定機関設置及び認定制度の実施が目的であり、特に認定 URA の認定を令和 3 年（2021）度中に開始すること、Advanced レベルの研修については令和 4 年度から開始することが求められた。また、令和 4 年度に実施された中間評価においては自立的運営に関する見通しについて繰り返し確認され、補助期間終了後の自律的な運営についてより着実な財務基盤構築のための対策について検討することがコメントとして付された。

なお、令和 4 年度から本事業の文部科学省担当部署が科学技術・学術政策局 産業連携・

¹ 平成 30 年度に文部科学省が有識者による検討会を設置し、質保証の意義や認定制度のあり方（コンセプト、スキーム等）について検討した。https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/ura/detail/1409052.htm

² URA に必要とされる実務能力の質的保証を行う認定制度の構築のための調査研究を目的とした。https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/ura/detail/1416495_00002.htm

³ 論点整理及び令和元年度事業を踏まえた基本スキーム及び研修カリキュラムのモデルを用いた試行と認定モデルの改善等の調査・検証を目的とした。https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/ura/detail/1416495_00003.htm

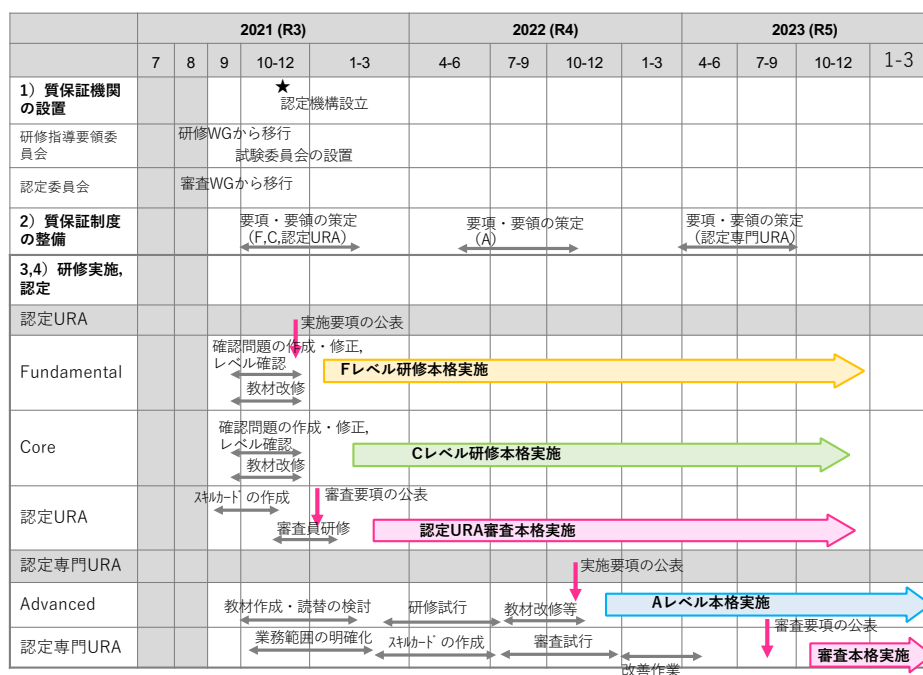
地域支援課産学連携推進室から人材政策課人材政策推進室（以下、人材政策推進室）へ変更となった。

人材政策推進室へ移管後、制度の継続性について検討を進めた結果、文部科学省とも相談の上、URA スキル認定制度を構成する研修と認定のうち、研修については国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）へ移管し、認定については、補助事業終了後は自走化する、ということとなった。また、合わせて Advanced レベルの研修及び認定専門 URA については、こちらも文部科学省と相談の上、本格運用に向けた研修コンテンツの開発には時間が必要であること、認定専門 URA については、近年の研究開発マネジメント人材に求められる業務の範囲が拡大していることも踏まえ、新たな要請に対応するための検討が必要であるとの結論に至り、一旦休止することとなった。

認定の自立的継続については、受講者を対象としたアンケート結果からも認定取得を前提とした研修受講者や、認定を人事評価に活用している大学、さらには中期目標の指標としている大学があるなど、ニーズが拡大していること、事業運営会議における収支見通し等に基づく議論の結果である。引き続き、「URA として関わる業務全般の知識を一定レベル以上備え、かつ大学等、我が国の研究組織での一つ以上の中核的業務（当該 URA が主として従事している業務）の経験を有し、研究者、研究グループの研究活動の活性化に主体的に関わる能力を備えた人材」であることの証として認定 URA の認定を継続する。

3 補助事業の計画

補助事業の計画は以下の通りである（申請書から抜粋）。2022 年度までは概ね計画通りに進捗した。



4 補助事業の成果概要

4.1 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構の設立

本事業の認定機関として令和4（2022）年1月25日に一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（CRAMS）を設立した。

機関の設置にあたっては、法人格の有無を含めた議論を行い、以下の理由から一般社団法人として設立することとなった。

- 法人格を有することで、制度に対する信用度の向上が期待できる
- 受講料収入、審査料収入が比較的大きいことから、財政上の透明性を内外にアピールできる
- 法人格を有することで組織としての安定性が向上する
- 法人格を有することで、代表者が交代した際の手続きを法人として行うことができる
- 任意団体の場合、代表者の交代時の手続きが個人ベースとなり、当事者（新旧代表者）の負担が大きくなる

また、本制度が URA 関係団体の合意のもとで行われていることを明確にするため、議決権を有する団体正会員として、独自研修等を実施している4団体

- 医療系産学連携ネットワーク協議会 (med U-net)
- 一般社団法人 大学技術移転協議会 (UNITT)
- 多能工型研究支援人材育成コンソーシアム (多能工)
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレーション協議会 (RA 協議会)

の参画を得て機構運営を進めることとなった。

なお、認定機関の運営にあたり、総会は、あくまで新機構の管理・運営全般に関わること

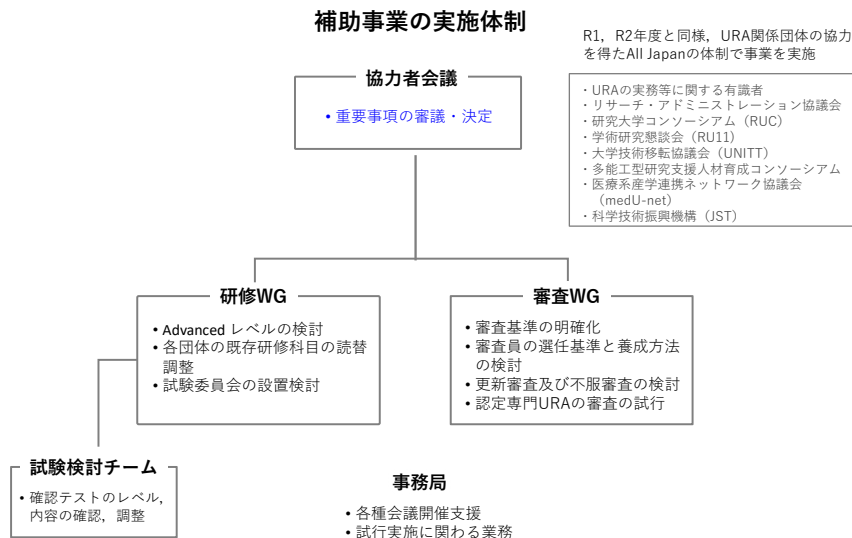


図. 本事業の実施体制

を審議・決定する位置付けであり、認定事業について直接的に関与しないこと、機構運営会議は、URA 認定制度の事業運営に関する重要事項の審議・決定を行う会議であり、URA 関係団体の総意のもとで事業運営を行うため、委員構成は新機構の社員に制限することなく、当該分野における知見・経験を有する関係団体等の有識者が委員として参画できるようにすることとなった。

4.2 URA スキル認定制度の運用開始

2021 年度から URA スキル認定制度の運用を開始した。なお、2021 年度の認定については、研修修了者が見込めないことから、令和 2 年度事業の研修試行協力者のうち要件を満たす者を認定申請可能者として実施した。研修についても 2021 年度の Core レベルについては令和 2 年度事業の研修試行協力者のうち Fundamental レベルを修了したと判断される者を対象として実施した。そのため、2022 年度から本制度の本格実施と位置づけ、文部科学省ならびに関係団体を通じた制度周知をおこなった。また、2022 年 3 月 28 日には本制度のオンライン説明会を開催し、制度設立の経緯、制度設計の考え方、制度概要の説明に加え、参加者からの全ての質問に対応した。

制度の本格開始から概ね 1 年経過した 2023 年 3 月 24 日には「URA スキル認定制度の概要と活用事例の共有」と題し、URA スキル認定制度の概要紹介と雇用側、被雇用側それぞれの立場から本制度をどう活用し、何が期待できるのか、本制度の活用とそこから研究機関としての機能強化についてそれぞれの立場で考えることを目的としたシンポジウムをハイブリッドで開催した。

それ以外にも、人材政策推進室長とともに私立大学連合と私立大学協会の事務局へ制度の説明をするとともに、私立大学協会が発行する教育学術新聞（2023 年 1 月 25 日付）に本制度の紹介記事を掲載してもらった。

4.3 制度の持続的な運営に向けた検討

制度の持続的な運営を実現するため、本格実施前に研修受講料及び認定審査料の設定について様々な推定に基づき見積もりを行った。また、制度運営についても、将来的な持続性を重視し、事務局業務を省力化することとした。その結果として、研修申込、研修受講、成績開示、修了結果通知、審査申込、審査、審査結果通知を全て一つのシステム上で完結することとした。また、各種費用の支払いについても、事務局コストの削減の観点から個人払いかつ決済会社を通じた支払いのみの対応とした。

なお、本事業において、受講料及び審査料の設定については、受講希望者や認定希望者の規模感の把握が困難であったことから、補助事業期間中に利用者の動向を見極め、補助事業期間修了前に改めて費用についての見直しを進める前提で議論を進めた。

制度本格実施 2 年目からは当初の財務シミュレーションよりも研修受講者が大幅に伸び

ており、この研修事業の収益を活用した制度運用について改めてシミュレーションを進めることとしていた。

4.4 URA スキル認定制度の運用方針変更に伴う関係各所との調整

2023年6月に文部科学省との話し合いの中で、補助事業終了後の継続について検討し、研修事業をJSTに移管すること、合わせて認定事業についてはURAを含めた研究開発マネジメント人材の業務の拡大・深化を踏まえ、こうした状況の変化を踏まえた質保証のあり方について検討し、今後3年を目処により大きな枠組みの中で質保証を実施するという前提で当面休止してはどうかとの方向性となった。それを受け、認定事業の継続について事業運営会議で議論した結果、制度に対する期待や浸透状況を鑑み、認定事業についてはURAスキル認定機構における事業として自立的に継続することとなった。

なお、URAスキル認定機構における財務構造は、研修受講収入が大半を占めていることから、主たる財源を失うことによる認定事業への影響が考えられるが、当面事業の継続に影響がないことを確認しており、引き続き認定URAについては認定事業を継続する。また、文部科学省での検討状況並び方針に応じて認定制度についても変更が必要となる可能性がある。

URAスキル認定制度は研修と認定のセットで設計された制度であり、研修の修了が認定への申請要件の一つになっている。研修のJSTへの移管後においても、URAスキル認定制度においてはJSTが実施する研修を本制度における研修としてみなし、認定申請時には当該研修（Fundamentalレベル及びCoreレベル）の修了を求めることになる。

5 成果の内容

5.1 制度の実施

2021年度からCRAMSのもとで制度を開始し、2022年度から本格的な運用を開始した。制度の実施にあたり、CRAMSの以下の規程を制定し、それに基づき制度を運用した。

- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構事業運営会議規程
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修委員会設置要綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定委員会設置要綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構試験委員会設置要綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構審査委員会設置要綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構不服審査委員会設置要綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構自己点検・評価委員会設置要綱

- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構外部評価委員会設置要綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構 URA スキル認定制度実施大綱
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修規程
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査規程
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修細則
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査暫定細則
- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構不正行為への対応に関する規程

5.2 補助事業における研修の検討事項と検討結果

5.2.1 Fundamental レベル及び Core レベルの研修

5.2.1.1 研修概要⁴

Fundamental レベル及び Core レベルはそれぞれ 10 科目群 15 科目で構成され、積み上げ型でカリキュラムが編成されている。そのため、Core レベルの受講には Fundamental レベルの修了を要件としている。各科目受講終了後に確認テストを受験し、それぞれの修了要件を満たすことで当該レベルの修了となる。

2023 年度における研修受講時間は次のとおりである。

レベル	受講時間（合計）	確認テストの受験時間 （受講時間には含まれない）
Fundamental	14 時間 50 分	20 分/1 科目
Core	18 時間 40 分	30 分/1 科目

5.2.1.2 研修実施方法

R2 事業の試行ではオンデマンドとリアルタイムオンライン型で実施したが、COVID-19 による社会状況の変化や受講者・講師負担、さらには事務局負担、安定的な運営の観点から、Fundamental、Core レベルについては全てオンデマンド型での実施とし、確認テストについても選択式の自動採点方式で実施することとした。この変更に伴い、確認テストの作成及び確認テストの点検作業を進めることとなった。

⁴ 2023 年度までの研修概要 <https://www.crams.or.jp/training/>

5.2.1.3 研修スケジュール

研修スケジュール（通常期）については、R2 の試行及び認定審査との連続性を考慮し、以下の方針で実施することとした。

- 年度ごと 2 期（前期・後期）の受講期間を設定する。
- 申し込み期間、支払い期限も明確に設定する。
- 受講期間は R2 年度試行アンケート結果を踏まえ、30 日間とする。
- 受講時期は、認定審査のことも考慮し、次のとおりとする。

なお、R3 年度については、Fundamental レベル及び Core レベルの年度中の開始を求められていたことから、特例として以下の者を対象として進めることとした。

- Fundamental レベルの受講者は年度内に受講を完了できる者を対象とする（期間内に受講完了しなかった場合は、改めて受講料を払って受講してもらうことになる）。
- Core レベルの受講者は、R2 年度の試行協力者で、Fundamental レベルを修了した者とする）

また、R2 年度事業の試行協力者に対しても特例として以下の対応とすることとした。

- Fundamental レベル、Core レベルの修了者（R2 年度事業で修了証発行対象者）（本 WG で検討した修了基準に基づく）については研修修了として扱う。
- Core レベルのみ修了証を発行された者については、Fundamental レベルを、受講料を払って受講し、修了要件を満たした場合は、Core は受講済みとして扱う。
- Fundamental レベル、Core レベルの受講完了者（R2 年度事業で受講証明書の発行対象者）は修了とはみなさない。修了証を必要とする場合は、改めて受講料を支払って受講してもらう。

5.2.1.4 研修修了証の有効期間について

本制度は研修と認定のセットであることから、研修受講者は基本的に速やかに認定申請を行う者という前提で検討してきたが、事務職員や企業での研究開発マネジメント従事者等、URA としての業務経験を有さないものの基本的な知識の獲得を目的に、研修受講のみを希望する者が申し込む可能性がでてきた。それに伴い、研修修了証の有効期間について改めて検討し、以下の対応をすることとした。

Fundamental レベル、Core レベルの修了証の有効期間は 5 年とする。5 年経過後も研修修了とみなされるためには、教材の変更が行われた科目について受講し、確認テストの合格を条件とする。検討時点以降に新設科目が設定された場合についても受講を求めることとした。

5.2.1.5 研修教材及び確認テストの取り扱いについて

補助事業期間における教材作成は、科目ごとに教材作成の工程管理等を担当する科目担

当者を配置し、教材作成者（講師）とともに構成等の議論を行った。教材の取り扱い及び確認テストの作成及び実施については、制度の目的や確認テストの目的を踏まえ、以下の形で設定することとした。

(1) 確認テストの作成者について

R2年度の試行教材作成者（講師）がR3年度の協力を辞退されるケースが数件発生した。当該科目については、科目担当者が代わりに確認テストを作成することとする。

次回の教材改変時には作問者を複数人体制とする方向で検討する。

(2) 確認テストの出題範囲について

確認テストの出題範囲は、講義内容及び教材の中に掲載されている事項を対象とする。

(3) 確認テストの配点について

科目ごとの特性はあるものの、最低限の知識を獲得しているかを確認するためのテストであり、今後の学びの気づきを与えることを目的とすることから、各科目の出題数は10問とする（1問10点）。科目として重要な事項については、該当箇所の出題数を増やすなどで対応することとする。

(4) 確認テストの回答時間について F 20分/科目, C30分/科目

確認テストの回答時間については受験者への周知徹底の観点から、レベルで統一することとする。

Fundamental レベル：20分/科目

Core レベル：30分/科目

(5) 確認テストにおける教材の取り扱い

オンデマンド受講、受験を踏まえ、確認テスト時にテキストを参照することについて特段の制約はしない。

(6) 確認テストの正答と解説の公表について

回答に対する正否のみを開示し、正答及び解説は公表しない。

(7) 確認テストの結果の開示のタイミングと再テストの受験について

受講者は受験後直ちに点数は確認できる。その結果に基づき、不合格者は受講期間内に再テストを受けるものとする。

(8) 研修教材の取り扱いについて>

本格実施における研修教材は、受講期間内であればPDF形式でダウンロード可能とする。ただし、資料には受講期、本人限りの使用に限定することを明記する。

5.2.1.6 研修内容に関する質問への対応

受講者からの質問へ対応すべきか否かについて検討した結果、運営コストを考慮し、本制度において、質問は受け付けないこととした。

5.2.1.6.1 確認テストの点検について

確認テストの実施方法を選択式の自動採点方式としたことに伴い、確認テストの点検作業を行うこととした。点検は研修 WG で設定した観点に基づいて行うこととした。

5.2.1.7 研修教材及び確認テストの改修について

R3 年度から使用した教材は、リアルタイムオンラインでの実施を想定して R2 試行時に作成されたものを基本とし、実施方法の変更に伴い後付けで選択式の確認テストを作成した経緯がある。そのため、確認テストの作成が困難な科目やオンデマンドでの履修において教材のあり方を見直す必要がある科目、そして内容のアップデートが必要な科目などが生じた。また、社会情勢の変化や URA に求められる知識・スキルの拡大に伴い教材のアップデートは必要であり、定常的に質の保証された研修教材及び確認テストを用意する必要がある。これらを踏まえ、本補助事業期間においては、以下の方針で教材を改修することとした。

- 2023 年度までの補助事業期間内に、可能な限り全科目の教材を改修する。
- 補助事業期間終了後は、1 科目の教材の使用限度を 4 年程度とし、状況に応じて 3 年～5 年で改修することとする。ただし、法令改正等については可及的速やかに教材に反映することとする。

その上で、以下の体制で教材を改修することとした。

(1) 教材の改修と確認テストの拡充

確認テストのプール数が不十分であることから、ランダム出題に適切な問題数を確保するため、出題数の 4 倍の問題を用意する。

(2) 教材作成体制の見直し

全科目について、作業の質の維持、確認テストの質の維持、点検作業の効率化の観点での人選、複数人化を進める。教材・確認テスト作成の持続性の確保の観点から、関係規定等に基づき新たな人員を追加し、入れ替えによる運用体制を構築。(任期を 2 年、再任可で想定)

- 科目ごとに科目責任者を配置（複数科目担当可）
- 科目責任者とは別に 2 名の教材作成担当者を配置し、科目責任者と合わせて 3 名で教材開発を行う。
- Fundamental レベルと Core レベルは同一メンバーで作成することとする（講師が異なるのは可）。

(3) 確認テスト点検体制

確認テストの点検作業にかかる労力が膨大であることから、作業の効率化を含めた持続性担保のため、以下の方針を進めることとした。

- 科目ごとに 3 名の試験検討チーム/試験委員で点検する。3 名のうち 2 名は経験者、1 名は新規協力者とし、点検作業の継続性を維持できる体制とする。

上記の取り組みを踏まえ、R5 年度における教材改修では新たに以下のことを実施した。
「教材及び確認テスト作成時のポイント」及び確認テストサンプルの作成・配付

教材作成時における基本的事項や注意点をまとめたポイント及び確認テストの見本を作成し、作業担当者へ事前に配付するとともに、作業開始前にオンライン・対面で直接説明した。

5.2.2 Advanced レベルの研修

Advanced レベルの研修は、Fundamental レベル、Core レベルの運用状況を踏まえ、当初は専門業務区分ごとに科目を新設することも検討したが、持続的な運営の観点から関連団体の既存科目を有効活用することを前提に検討を進めることとした。その結果、以下の方針で Advanced レベルの研修を構築することとなった。

Advanced レベルの研修は共通科目と専門科目で構成する。

URA スキル認定機構は専門業務区分を横断する共通必修科目（1 科目程度）とポイント設定及び管理を担当し、それ以外の専門科目については各団体が実施する研修を活用する。

- ポイント付与対象科目については URA スキル認定機構の事業運営会議で確認する。
- URA 人材で示した「組織全体の研究力強化」に資する俯瞰的な視野や最新動向の共有を目的とした専門業務区分共通必修科目を 1 科目設定する。

なお、区分共通の運用指針は以下のとおりである。

- ・確認テストは区分ごと評価しやすい方法（選択式の確認テスト、記述式的確認テスト、レポート提出、課題設定型プレゼンテーション等）を用いる。
- ・履修管理はポイント制を用いる。
- ・受講期間は最大 2 年間とする。

共通科目については、独自研修を実施していない RUC や RU11 からのコンテンツ提供も想定する。なお、区分ごとの担当団体は次の通りである。

専門業務区分	担当団体
大学戦略の企画・立案	RA 協議会
プロジェクト企画・運営	RA 協議会
セクター間連携	信州大学/RA 協議会
知的財産管理と活用	UNITT
医療系	medU-net

この結果、知的財産管理については 2022 年度から、医療系については 2023 年度から専門科目の研修を開始した。

5.2.3 認定 URA について

5.2.3.1 認定 URA の申請要件について

令和 2 年度事業の報告書では、認定 URA の申請要件として、Core レベルの研修の修了と URA 業務の経験年数 3 年以上を求めている。質保証制度実施事業においては、このうち、Core レベル研修の修了の要件はそのままであるが、URA 業務の経験年数については、いくつかの変更がなされた。

5.2.3.1.1 申請要件における経験年数について

令和 2 年度事業の報告書では、審査の申請に必要な URA 業務の経験年数を 3 年以上とし、次のように記していた。

- 大学等（大学共同利用機関法人、高等専門学校や国・自治体の研究機関も含む）において URA 業務あるいは類似の業務の経験が 3 年以上あること

質保証制度実施事業において実際の審査が始まった 2021 年度後期と 2022 年度前期は

「3 年以上あること」→「現在を含め 3 年以上あること」

のようにして、申請時も URA 業務に従事していることを求めていた。2022 年度後期からは、これを改め、

「申請期間の締切日時点の直近 5 年間で合計 3 年以上あること」

のように条件を緩和している。ライフイベントや病気、転職による雇用の中断等の可能性に配慮するためである。

また、2022 年度後期からは、

「URA 業務あるいは類似の業務の経験」→「URA 業務の経験」

のように改め、

「URA 業務」とは、URA 業務の範囲が明確に規定できないことから、URA スキル認定制度では広く捉えることとし、各人の業務が URA 業務と考えられるか否かについては、当事者と周りの関係者の判断を尊重します。

という注釈をつけている。

2022 年度後期には

「大学等における・・・経験」→「我が国の大学等における・・・経験」

という変更もなされている。外国の大学等と我が国の大学では管理運営体制や周りの法令が異なるので、経験を同一視できないからである。

以上の変更の結果、2023 年度後期審査実施要項において、経験年数の要件は以下のよう

に書かれている。

- 我が国の大学等における URA 業務の経験が申請期間の締切日時点の直近 5 年間の中で合計 3 年以上あること

そして、上記の「URA 業務」を広く捉えることと共に、「大学等」に大学共同利用機関、高等専門学校や国・自治体の研究機関を含むことが付記されている。

令和 2 年度事業では、附則として、「大学等以外（企業、資金配分機関等）」での業務内容によっては、その年数の 1 / 2 を申請要件の URA 業務の経験年数に算入できるとしている。そして、その場合は、少なくとも 1 年の「大学等」での経験を求めている。これは質保証制度実施事業の 2021 年度後期からの審査においても踏襲され、「大学等」を「我が国の大学等」に変更した 2022 年度後期以降は、「我が国の大学等以外（企業、資金配分機関、外国の大学等）」の経験年数を同様に算入できるとしている。

5.2.3.1.2 「我が国の大学等」の範囲について

上記のように、申請要件の URA 業務の経験年数については、我が国の大学等（大学共同利用機関、高等専門学校や国・自治体の研究機関も含む）における少なくとも 1 年の URA 業務経験が求められている。それにも関わらず、大学の子会社での経験のみを基にした申請が 2023 年度前期になされた。この申請は URA 業務の経験年数が足りないということで、認定否になったが、審査の過程で、大学の 100% 子会社ならば、大学と一体とみなせるので、子会社での経験は大学の経験としてよいのではないかという意見が審査員の中にあった。

これについて、審査 WG・認定委員会で議論した結果、以下の理由で、大学の子会社での業務経験は大学での業務経験とみなすことはできないという結論に達し、URA スキル認定機構の web 上の「よくある質問」のページ (<https://www.crams.or.jp/faq/>) に Q&A の形で公表した。

- 本認定制度は文部科学省の「リサーチ・アドミニストレーター（URA）を育成・確保するシステムの整備」事業の一環として設立され、運営されている。この事業の目的では、「大学等が URA を専門性の高い職種として定着を図る」とされており、大学等に所属する人材が対象である。
- そのため、認定 URA の審査申請要件の一つとして、大学等での URA 業務の経験年数 3 年以上を課している。大学等以外での経験年数を算入する場合でも、大学等での経験年数が少なくとも 1 年は必要としている。
- 大学が子会社を設け、大学の業務を子会社に委託している場合、大学自体の業務との違いがないように見えるかも知れない。しかし、大学と子会社では事業目的や従うべき法令が異なり、大学の職員と子会社の社員では従うべき規則や負うべき責任が異なる。したがって、子会社での業務経験をそのまま大学等における URA 業務経験と認めることはできない。

- 大学が子会社を設ける意図は、大学とは違う形で物事を進めるためであり、子会社における業務を親大学における業務と同一視することはできない。

申請要件から「申請者が満たすべき条件」への変更

上記のように、URA 業務の経験年数を認定 URA の申請要件の 1 つとし、下の「4. 審査における評価の観点とスキルカード」で述べるように、審査において評価項目 1 としてそれが満たされているか否かを判定することにしてきた。

これに対して、認定 URA の申請要件を満たしたから申請が受け付けられたのであるから、評価項目 1（URA の業務経験）を否として、審査で落とすのは問題ではないかという問合せが寄せられた。そこで、2024 年度審査からは、申請要件ではなく、Core 研修の修了と合わせて「申請者が満たすべき条件」とし、審査実施要項に次のように記載し、経験年数が審査の対象であることを明記することとした。

(2) 申請者が満たすべき条件

認定 URA の申請者が満たすべき条件は次の通りです。①が満たされているか否かは審査において判定されます。申請者の職名が URA である必要はありません。

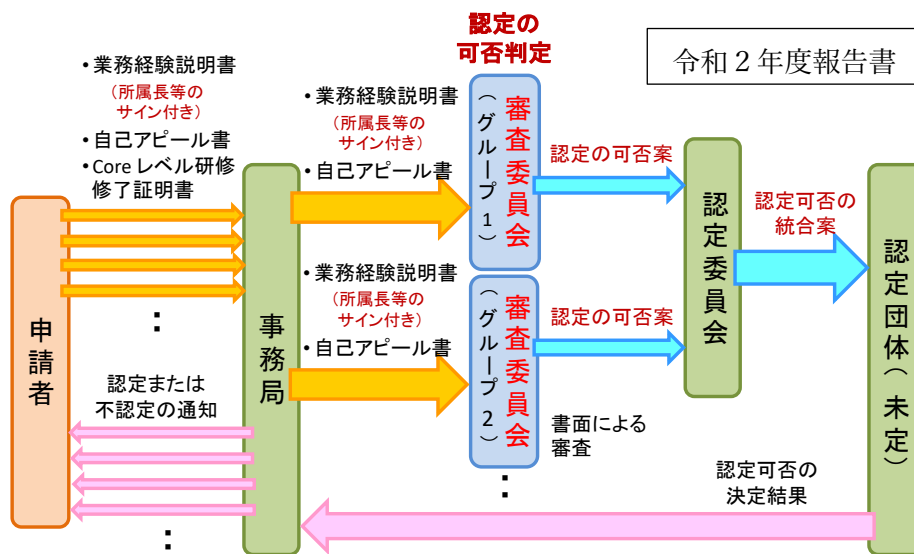
①我が国の大学等における URA 業務の経験が申請期間の締切日時点の直近 5 年間で合計 3 年以上あること

②Core レベルの研修を修了していること

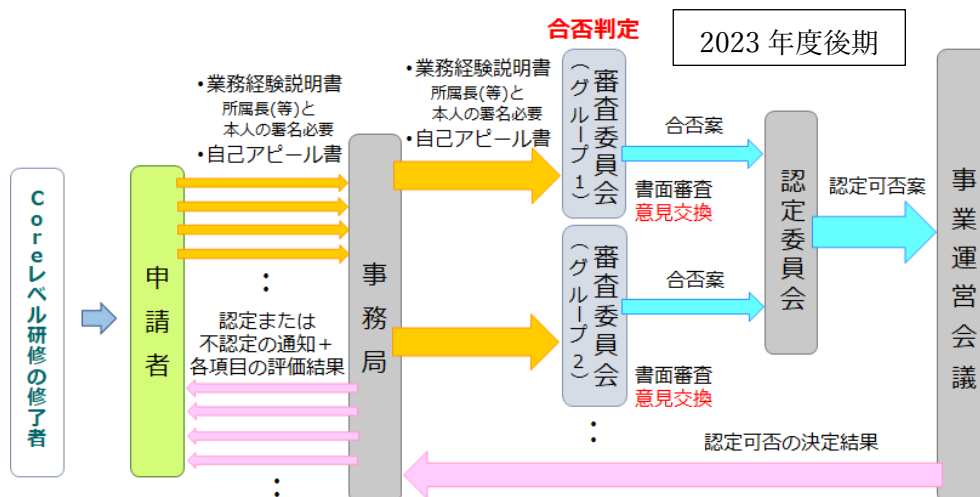
この変更は認定審査の内容を変えるものではないが、審査の項目の構造が多少変更される。これについては、「4. 審査における評価の観点とスキルカード」で述べる。

5.2.3.2 認定 URA の審査のプロセス

令和 2 年度事業の報告書では、下図のプロセスで認定 URA の審査を行うこととしていた。



一方、本制度における2023年度後期の審査プロセスは下図で表されている。



両図は基本的に同じであり、審査の考え方は変わっていない。細かな違いは以下のとおりである。時期を記載していないものは、2021年度後期の審査開始時点において変更されていたものである。

- 令和2年度事業の報告書の図にあって、2023年度後期の図にないもの
 - ・申請者から事務局に提出する書類の一つであったCoreレベル研修の修了証明書
省かれた理由：審査と研修は同一のシステムで管理されているため、研修の修了は管理システム内で確認できる。
- 令和2年度事業の報告書の図にはなくて、2023年度後期の図に追加されているもの
 - ・業務経験説明書への本人署名（2022年度後期より）

追加された理由：書かれている内容が事実であることを申請者本人が誓約すべきであるため

- ・事務局から申請者に通知する審査結果に加えられた各項目の評価結果
追加された理由：申請者に評価結果を開示すべきという考えとともに、不認定の申請者からの不服申し立てに評価結果が必要なため

- ・審査委員会の説明に「意見交換」を追記（2022年度前期より）
追加された理由：令和2年度事業の報告書において、審査委員会で意見交換するということが書かれており、それを明示するため

- 2023年度後期の図において、令和2年度事業の報告書から変更されているもの
 - ・認定可否の決定をする「認定団体（未定）」を「事業運営会議」に変更
変更の理由：認定団体として2022年1月25日に一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構(URAスキル認定機構)が設立され、その意思決定会議として事業運営会議が置かれたため
 - ・審査委員会で判定するものが「認可の可否判定」から「合否判定」に変更
変更の理由：審査委員会が合否判定を行い、それを基に認定委員会が認定可否案を作成するとして、審査委員会と認定委員会の役割を明確にするため

5.2.3.3 認定 URA の審査における評価項目と評価の観点

本事業の認定 URA の審査における評価項目と評価の観点は次表の通りである。令和2年度事業の報告書のものと基本的に同じであるが、上で述べたように、申請要件における経験年数の条件の記述が変更されたため、2022年度後期より、評価項目1の評価の観点がそれに合わせて変更されている。

評価項目	評価の観点
1. URA 業務の経験	我が国の大学等において、URA 業務の経験が直近の5年間の中で合計3年以上あると認められるか。
2. URA 業務の内容	URA としての業務を主体的に行っているか。
3. URA 業務の量	URA としての業務量は妥当か。
4. 問題解決能力の自立性	研究者、研究グループの研究活動の活性化のために、自立的に問題解決する能力を備えているか。

評価項目1は、「認められる」あるいは「認められない」と判定される。評価項目2～4については、下表の5段階で評価され、評点3の基準のレベルが東京大学作成のスキル標準⁵のスキルカード（中級）に例示されているレベルであることは、令和2年度事業の報告書から変わらない。

ただし、スキル標準においては、関連専門業務とされていた9業務について、業務ごとの

⁵ https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/ura/detail/1349663.htm

スキルカードは作成されていたが、初級、中級、上級にレベル分けしたスキルカードが作成されていなかった。そのため、質保証制度実施事業において、既存の研究戦略推進支援3業務、プレアワード5業務、ポストアワード5業務のレベル分けを参考に、2021年度に関連専門9業務についてのレベル分けしたスキルカードを作成した。

評点	内 容
5	優れている
4	十分である
3	基準のレベルを満たしている
2	やや足りない
1	かなり足りない

5.2.3.3.1 評価項目の構成の変更

「2.3 申請要件から「申請者が満たすべき条件」への変更」で述べたように、2024年度から URA 業務の経験年数3年以上を、申請要件という語ではなく、申請者が満たすべき条件とし、かつ審査の対象であることを明記することとなった。この条件は従来から審査対象とされており、実質的な変更ではない。審査項目1がそれに該当していたが、それをより明確にするため、また評価項目1と評価項目2～4は審査の趣旨が異なるため、2024年度から以下のように再編することとした。

判定項目	判定の観点
申請者が満たすべき条件①	我が国の大学等において、URA 業務の経験が直近の5年間のうちで合計3年以上あると認められるか。

評価項目	評価の観点
1. URA 業務の内容	URA としての業務を主体的に行っているか。
2. URA 業務の量	URA としての業務の量は妥当か。
3. 問題解決能力の自立性	研究者、研究グループの研究活動の活性化のために、自立的に問題を解決する能力を備えているか。

判定項目は元の評価項目1に、評価項目1～3は元の評価項目2～4であり、判定と評価の観点に変更はない。

5.2.3.3.2 URA 業務について申請書に記載する際の注意

URA スキル認定制度においては、URA 業務の範囲が明確に規定できないことから、各人の業務が URA 業務と考えられるか否かについては、当事者と周りの関係者の判断を尊重することとしている。

これはあくまで、URA 業務とは「大学等組織全体を俯瞰しながら、学術的専門性を理解しつつ、自身の業務に関する専門性とセクターに偏らない能力を駆使して、多様な研究活動とそれを中心に派生する様々な業務に積極的かつ創造性をもって関わり、研究者あるいは研究グループの研究活動を活性化させ、組織全体の機能強化を支える人材」が行う業務であることを前提としており、どのような業務でも URA 業務と判断してもよいという意味ではない。その点を明確にするために、URA スキル認定機構の web 上の「よくある質問」のページに以下の Q&A を 2024 年 1 月に掲載した。

Q：携わった URA 業務について、認定 URA の認定審査の申請書に記載する際に注意すべきことがありますか。

A：この URA スキル認定制度における URA 人材の定義をご覧ください。『研究者あるいは研究グループの研究活動を活性化させ、組織全体の機能強化を支える人材』の前に、『大学等組織全体を俯瞰しながら、学術的専門性を理解しつつ、自身の業務に関する専門性とセクターに偏らない能力を駆使して、多様な研究活動とそれを中心に派生する様々な業務に積極的かつ創造性をもって関わり』と書かれています。この前文が URA 業務と事務的な定型業務を区別しています。この前文は大変大きな要求をしているように感じられるかも知れませんが、具体的には、認定 URA は業務経験年数の要件を満たした上で、従事された業務が URA 業務として内容・量・自立性の点で基準を満たしているかという視点で評価されます。

例として、競争的資金の公募情報を機関内に周知する場合を考えます。〇〇の公募が始まりました、どこどこの HP に公募要領が掲載されていますという情報を研究者等に伝えるだけでは、定型業務であって、URA 業務としては不十分です。一方、独自にまとめたその競争的資金の特徴、申請における今年度の注意点等の付加情報を付ける、申請書の作成支援をするなどの創意工夫をすると、URA 業務ということが出来ます。それらは他機関で実施されていることを自機関向けに適応させたもの、自機関で他の人が実施してきたことであっても、それを進化させたものであれば、該当します。

この例に限らず、定型業務を超える何かが記載されていることが必要です。

5.2.3.3.3 マネジメント業務について

スキル標準では、URA 業務には、URA 組織のマネジメント・改革への関りは含まれないとされている。それに従って、URA スキル認定制度では、URA 業務の評価対象には、研究活動のマネジメントは含まれるが、URA 組織である室や部門等の組織マネジメントは含まれないとしている。これについて、より明確にするために、次の Q&A を URA スキル認定機構の web 上の「よくある質問」のページに 2024 年 1 月に掲載した。そして、2023 年度後期から、申請書類の書き方の説明において、このページを参照することを求めている。

Q：申請書類の書き方に、「URA 業務の評価対象には、研究活動のマネジメントは含まれますが、URA の組織である室や部門等の組織マネジメントは含まれません。」と書かれています。室長や部門長であるということを書いてはいけないということでしょうか。

A：室長や部門長であるということを書くこと自体は問題ありません。ただ、室長や部門長としての室や部門の組織マネジメント（例えば、URA の人事評価、採用活動、ポストの獲得、処遇の改善、組織の予算の交渉等の管理運營業務）は審査の対象にならないということです。審査の対象は研究活動のマネジメント（スキル標準に記載されている業務等ですが、研究活動の活性化につながるものであれば、それらに限りません）ですから、そこをしっかりと書いてください。URA の人材育成（例えば、研修の企画・実施や On the Job Training 等）は研究活動のマネジメントに含まれます。

5.2.3.4 認定 URA 申請書類の改訂

認定 URA の申請書類は、令和 2 年度事業で決まったように、業務経験説明書と自己アピール書である。実際にそれらを用いて審査を実施した過程で、いくつかの問題が生じたため、質保証制度実施事業では以下の対策を講じた。

5.2.3.4.1 署名について

令和 2 年度事業で定めた業務経験説明書では、申請者が従事したと記載している業務の事実確認のため、所属長（以上、あるいはそれに準ずる関係者）の署名を求めている。2021 年度後期と 2022 年度前期にはこの署名として自筆とともに、電子署名も認めることとしていた。しかし、2022 年度前期に通常の文字入力をした書類が現れたことや電子署名の利用者が少なかったことから、電子署名への理解がまだ十分に浸透していないと判断し、2022 年度後期からは自筆署名のみを認めることとした。そして、申請書様式に自筆署名した後にスキャンして pdf 化し、申請書類とするように指示することとした。

この指示にも関わらず、申請書類に自筆署名の画像を貼り付けたものが 2023 年度前期に現れたため、2023 年度後期からは、署名は自筆以外の方法（例：電子署名、署名画像の貼り付け）は認めないことを業務経験報告書の書き方と様式に記載している。署名画像の貼り付けでは、署名者が申請書類に目を通したことの証明にはならないからである。また、署名日を自筆で記入するように求めている。

2022 年度後期からは、申請書類の記載事項に偽りがなかったことを確認するため、申請者本人の署名も求めている。

5.2.3.4.2 申請書類の目的の明確化

業務経験報告書が評価項目 1～3 の判断に主に用いられること、自己アピール書が評価項目 4 の判断に主に用いられることは、それぞれの書き方の説明において、各項目の評価

の観点の文言を用いて示してきた。しかし、審査員から、必要なことが十分に書かれておらず、審査しにくい申請書類がかなりあるという指摘が多かったため、申請書類の意図が充分には理解されていないという判断となった。

そのため、2023年度後期から、業務経験説明書と自己アピール書の各々の書き方の該当する文言に評価項目番号を明記している。そして、業務経験説明書に次の項目を付加し、申請者自身に、評価項目の基準を満たしているという判断の根拠を示すことを求めている。

自己アピール書には、2021年度後期の審査開始当初から、評価項目4の基準を満たすように書くことを求める文言が含まれている。

5.3 申請書作成におけるチェックリストの提示

審査員からは、必要なことが充分に書かれていないという指摘とともに、指示に従っていない書き方や誤字・脱字が目立つなどの指摘があった。そのため、2023年度後期から、業務経験説明書・自己アピール書の提出前チェックリストを、申請書類の様式の最初に付けている。

10. 上記の4～8に基づき、評価項目1～3が合格ラインに達していると申請者が考える根拠を書いてください。

- 評価項目1：我が国の大学等において、URA業務の経験が直近5年間の中で合計3年以上あると認められるか。(注)

(注) 附則に基づき経験年数を計算する場合は、年数計算が明確になるように記述してください。

- 評価項目2：URAとしての業務を主体的に行っているか。(「主体的」のレベル感(業務内容ではありません。)は、スキルカードの中級を参照してください。中級より上のレベルでも構いません。)
- 評価項目3：URAとしての業務の量は妥当か。(スキルカードの中級(あるいはそれ以上)のレベルの業務量を問うています。)

同様のチェックリストは、不服申立書と後述の更新審査のための業務経験説明書にも付加される。

5.2.3.5 認定URAの不服審査について

令和2年度事業の報告書では、認定URAの審査において認定否となった申請者に対して、認定否の結果とともに評価項目1の可否(審査員の評価の多数決)及び評価項目2～4の評点(審査員の評点の平均)が通知されると書かれている。そして、認定否の申請者は不服申し立てを行うことができることと、その審査については別途定めると書かれている。

本事業では 2022 年度前期に不服審査委員会設置要綱を策定し、不服審査委員会を構成した。そして、同じく策定された認定審査暫定細則に従って、不服審査を実施している。

5.2.3.6 認定 URA の更新審査について

令和 2 年度事業の報告書では、認定 URA の認定期間 10 期（5 年）の更新について、次のように書かれている。

- 前認定時のスキルが維持されていると判断できれば、更新の認定をする。
- 申請書類は新規申請の場合と同じ、つまり業務経験説明書と自己アピール書にする。
- 研修については、更新時研修の修了を求める。

その上で、更新時研修で取り扱うべき内容の候補として

- ・最新の科学技術イノベーション政策
- ・研究や研究評価の国際的動向
- ・最近の事例等に基づくリスクマネジメント 等

が上げられ、更新の趣旨への研修内容の適性、修了要件（受講のみ、あるいは確認テストの実施）やコストも考慮した科目の実現可能性や、URA 関連団体の研修の受講を考慮するなどの検討課題が上げられていた。

本事業では、以上を基に審査 WG で議論した結果、低コストで実施するために、2023 年度に次のように決定した。

- 更新時の評価項目：認定 URA としてのレベルが維持されているか。
- 申請書類：業務経験説明書（更新用）
- 更新時研修は課さない。
- 審査員 3 名の書面審査による可否の判定（多数決）。必要な場合は意見交換を行う。

これらに従い、最初の更新の時期である 2026 年度後期の更新審査実施要項と業務経験報告書（更新用）を付録のように定めた。

5.2.4 認定専門 URA について

認定専門 URA の審査については、5 つの専門業務区分の内、令和元年度事業で「セクター間連携」、令和 2 年度事業で「プロジェクト企画・運営」と「知的財産管理と活用」の試行を実施していた。認定専門 URA の審査は、提出書類に申請者のプレゼンテーションを加えた面接審査である。

本事業では、2022 年度に残る 2 つの専門業務区分「大学戦略の企画立案」と「医療系」の試行審査を実施した。これらの試行において次のアンケート結果が得られた。

- 審査のプロセス（書類と面接に基づく審査）は、発表時間等を含め概ね問題ない。
- スキルカードの上級に書かれているレベルを基準のレベルとしているが、この点の周知に工夫が必要であるが、審査員の意見交換によって評価基準のすり合わせはできて

いるように考えられる。

- 一方で、審査員の経歴や専門業務区分に関わらず、評価の傾向は同様であることから、現状の審査方法で統一的な評価が可能であると考えられる。
- 卓越した実績を出せる業務に従事している人と、尖ってはいないけれども広範な業務に深く関与している人がいる場合、後者は卓越していると思わせるのか、といった点で意見が分かれる場合があり、その意味で審査委員会における議論が重要となる。
- 審査区分によっては、当該区分には適していない、という理由で点数が低くなっている事例が散見された。
- 5つの審査区分で審査する場合はコストが相当かかる（審査委員の確保と委員会開催のための運営コスト）。

これを基に、審査方法の見直す次の提案が2023年度にあった。

専門業務区分ごとに審査を行うのではなく、審査委員会は1つとし、5つの専門業務区分から各1名の委員で構成することで全ての業務について評価を行う。ただし、審査委員会を1つにする場合、各専門業務区分から1名の5名に、総合的な観点*からの2名を加えて7名とするような可能性も考えられる。

*総合的な観点についてはさまざまな意味が想定されるが、この点についても今後の検討課題となりうる。

この案については以下のメリットが考えられるとされているが、検討は進んでいない。

- 審査区分のミスマッチが原因による低評価のリスクが軽減される。
- 区分ごとの審査のレベル感の相違がなくなる。
- 運用コストの削減が可能
- 多様な審査員が審査を行うことで、認定専門URAのレベル感が共通化されることで申請者にもイメージが理解しやすくなる。

以上のように、認定専門URAの審査については総合審査方式での実施を検討することとなり、その試行の実施を検討していたが、文部科学省との相談の中で認定専門URAの本格運用に向けた検討を一旦休止することとしたため、本事業では総合審査方式の検討段階で中断した。

5.3 自己点検と外部評価

制度の適切な運営を評価するため、自己点検評価と外部評価を行った。いずれの結果についてもCRAMSのwebサイトで公開した。<https://www.crams.or.jp/board/>

5.3.1 自己点検評価

本事業採択時において、「質保証制度」に対する自己検証・改善のため、評価・点検の方針や具体的方法の検討・策定、並びに定期的な実施を要請された。このため、自己点検評価項目は、本事業期間中において、本事業公募要領記載の【審査の観点】及び令和4（2022）年度実施の進捗確認における「進捗評価項目」を基礎として構成した。

(1) URA スキル認定機構の運営状況

- URA に関係する団体、大学等が広く事業に関わることが可能な体制となっているか。
- URA に関係する団体、大学等において研修や認定が広く活用されるような働きかけが可能な体制となっているか。
- 取組に対する評価やニーズの変化等に対応して適切な改善を行っているか。
- 費用対効果は適切であるか。
- 事業を最大限効率的に実施するための有機的な運営体制を構築しているか。
- 本制度の継続性・発展性を確保し得る体制及び資金計画となっているか。

(2) URA 質保証制度の実施状況

- 研修及び認定審査について、URA や大学等のニーズ等を踏まえた「質の確保」を行っているか。
- 事業内容について、自ら評価や改善が可能な体制を構築しているか。

(3) 研修の実施状況について

- 科目群・科目・シラバス等に基づいた研修を実施しているか。
- URA の経験者を対象にした高度かつ専門的な内容を取り扱うレベルのほか、大学等で研究支援にかかる実務を行う事務職員や、社会人や大学院生等の URA の未経験者なども受講可能な研修を実施しているか。

(4) URA の認定の実施状況について

- 審査及び認定を適切に実施しているか。

5.3.2 外部評価

外部評価は自己点検評価の妥当性を第三者の視点で評価することを目的に行い、自己点検評価の4つの観点での検証と総合評価を受けた。

評価対象年	総合評価	URA スキル認定機構の運営状況	URA 質保証制度の実施状況	研修の実施状況	URA の認定の実施状況
2022 年	A	a	a	a	s
2023 年	S	a	s	s	s

【総合評価】

S：所期の計画を超えた取組が行われている

A: 所期の計画と同等の取組が行われている

B: 所期の計画以下の取組であるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組もみられる

C: 総じて所期の計画以下の取組である

【各項目評価】

s: 高く評価できる

a: 妥当である

b: やや不適切である

c: 不適切である

外部評価委員会における主たるコメントは以下の通りであった。

2022年

評価対象期間において、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）は、URA スキル認定制度を協力して運営する、URA 関係の我が国の主たる7団体「(以下「関係団体」という。）」と連携し、Fundamental レベル及び Core レベルの研修並びに認定 URA の認定審査を本格的に開始するとともに、Advanced レベルの研修及び認定専門 URA の認定審査の試行について検討を行った。更に、自己点検評価のための自己点検・評価委員会、第三者評価のための外部評価委員会を各々設置するという点検評価の仕組みを構築する等、事業継続に向けた体制を構築している。

以上を踏まえ、本委員会は所期の計画と同等の取組が行われていると評価する。

今後は、次の3点について取り組むことを期待する。

- ・持続可能な自立した制度作りについて、検討すること。
- ・事業の実施で明らかになった課題を検証し、それに対する対応策を検討すること。
- ・外部評価委員会の役割として、事業の継続的な改善のための助言機関と位置付け、機構の取組みを通じて明らかになった課題とその対応策を検証し、よりよい事業へと導く形成的評価の場とすることを検討すること。

2023年

2022年に外部評価委員会で指摘した各項目について、真摯な取り組みが行われている。

また、2024年度以降、研修事業が科学技術振興機構（JST）に移管される見込みの中、7団体との連携を維持しつつ、研修及び認定事業を適切に実施するとともに、シンポジウム開催等の URA スキル認定制度の周知を行い、研修受講者数は大幅に増加している。

これらより、所期の計画を超えた取組が行われていると評価する。

6 今後に向けて

6.1 研修

研修事業に関する業務として、教材改修（確認テストの作成を含む）と研修の実施の大きく二つに分けることができる。

研修教材（確認テストを含む）については、以下の方針で作成することとした。なお、この方針は、2024年度以降も CRAMS が研修事業を継続するという前提で JST への研修事業移管決定前に検討したものである。

- 教材の使用年限は4年とし、状況に応じて3年～5年で改修する。
- 科目ごとに科目責任者を配置（複数科目担当可）
- 科目責任者とは別に2名の教材作成担当者を配置し、科目責任者と合わせて3名で教材開発を行う。
- Fundamental レベルと Core レベルは同一メンバーで作成することとする（講師が異なるのは可）。
- 科目ごとに3名の試験検討チーム/試験委員で点検する。3名のうち2名は経験者、1名は新規協力者とし、点検作業の継続性を維持できる体制とする。

また、以下のことについて、教材・確認テストの作成に係る申し送りとする事とした。

(1) 当該科目の教材・確認テスト作成の責任者の配置

教材・確認テストの作成に責任をもつ科目責任者を配置し、教材や確認テスト作成時の全体工程の管理や記載内容の確認・調整を行うことで、全体スケジュールの遅延を防ぐとともに、教材・確認テストの質を一定程度担保する（研修教材・確認テスト作成プロジェクトのマネジメント）。

(2) 講師・点検者適任候補者のプール

これまでの委員からの推薦による人づてでの候補者確保に限らず、大学等を講師適任候補者の推薦機関とする制度を導入して講師適任候補者を推薦して頂き、関係人材の拡大を図る。ただし、講師適任候補者は研修の趣旨や目的を適切に理解した上で関与いただく必要があることから、講師適任候補者のプール体制は上記の科目責任者の配置とセットでの対応が望ましい。

また、教材と確認テストの作成については分離することも手段の一つとして考えられるが、確認テストは教材の趣旨や狙いを踏まえたものとすべきことを踏まえると、教材と確認テストの作成の両方を同一人が担当することが望ましい。

なお、具体的な業務量は以下の通りである（実績ベース）。

教材作成：スライド枚数 Fundamental 69 枚，Core 73 枚（2023 年度全面改訂対象科目実績，最大値）

教材作成打ち合わせ：22 時間（最大値）

確認テスト： 40～45 問

確認テスト点検作業：総計 14 時間（最大値）（個別の点検作業時間は除く。）

録音作業：最終の録音教材のボリュームは Fundamental 60 分程度， Core 90 分程度であるが，実際に行う録音作業自体はそれぞれ 60 分， 90 分の 3 倍程度の時間を要する傾向がある。

※確認テストに関する作業については，確認テストの点検作業及びその点検結果に基づく修正作業を依頼することになる。

(3) 教材の質を保証する体制の整備

全体を通しての研修の内容及び教材の質の調整・チェック体制機能を設定することが望まれる。現状，この作業はそれぞれの確認テストの点検チームによる点検作業時と事務局のみが必要に応じて行っている状態にあり，全体を通しての調整が不十分であるため，研修全体の質を保証する体制が必要であるとの指摘があった。教材の更新に伴い内容の見直しも必要であることから，このような機能の設定と充実が重要である。特に，教材の質として，URA として必要な内容，適切な扱い方，粒度（レベル）等の事項に留意すべきである。

(4) 教材作成スケジュールと改修科目

納期に遅れが生じないようにスケジュール設定と，質を保証するために改修が必要な科目がある場合には 1 年間に実施する改修科目の適切な科目数を設定しておくことが大切である。研修教材及び確認テストの作成に関与する関係者が増えるほど作業のスケジュール管理が困難になることも踏まえ，適切な期間，ボリュームを設定することが望まれる。

(5) 事務局機能の充実

科目責任者を配置するとしても，研修全体を通じた内容の調整や科目責任者との調整が必要となる。そのため，事務局には本研修の内容全体を把握したうえで，科目責任者を含めた関係者との調整並びに教材・確認テスト作成のマネジメントを統括する専任の人材の配置が望まれる。

上記の事項については，補助事業を通して得られた知見に基づく提言であり，研修事業が JST へ移管後に JST へ引き継ぐこととする。

6.2 認定

認定事業に関しては，審査及び不服審査を担当する審査員の確保と育成が最も重要な点であるとの認識に基づき，審査員候補者の確保と育成のための研修の充実が必要である。そのための方策を引き続き検討する。

6.3 事務局機能

研修及び認定審査の運営を進める上で、事務局の果たす役割は極めて大きい。制度を安定的に運営していくためにも、事務局機能の充実は重要事項の一つである。特に、研修教材の改修にはかなりの労力がかかり、その工程管理が重要となる。研修を通じた内容調整やレベル調整、そしてそれらの工程管理を担える人材を適切な処遇で配置することが望まれる。認定についても審査委員会を含む各種会議の日程調整、申請書類の確認などに多大な労力が発生していることから、実施に関する工程管理を円滑に行う工夫が求められる。

6.4 CRAMS の運営

本事業期間中については、補助事業実施機関である RA 協議会が CRAMS の事務局業務を無償で受託し、補助事業の枠組みの中で制度運営に関与した。補助期間終了後については、有償で事務局業務を受託する方向で調整を進めている。

また、補助期間終了後、CRAMS は認定審査料の収入のみとなり、認定審査の実施に係るコストを審査料収入のみで賄う必要がある。

7 実施状況

7.1 研修

Fundamental	受講者数	修了者数
2021 年度後期	17	17
2022 年度前期	159	152
2022 年度後期	143*	136
2023 年度前期	146*	134
2023 年度後期	233*	219

Core	受講者数	修了者数
2021 年度後期	1	1
2022 年度前期	83	79
2022 年度後期	78*	74
2023 年度前期	79*	74
2023 年度後期	144*	134

7.2 認定

認定 URA	申請者数	認定者数
--------	------	------

2021 年度後期	3	3
2022 年度前期	58	45
2022 年度後期	38	34
2023 年度前期	35	29
2023 年度後期	55	37

8 委員名簿

8.1 協力者会議

(敬称略, 順不同, ◎: 議長)

	氏名	所属機関	所属・職名	団体名	備考
	飯田 香緒里	東京医科歯科大学	副理事, 統合イノベーション推進機構 教授・産学連携研究センター長, オープンイノベーション機構 副機構長	医療系産学連携ネットワーク協議会	
◎	和田 洋	筑波大学	理事・副学長 (研究担当)	学術研究懇談会	2021 年度～ 2022 年度
◎	重田 育照	筑波大学	理事・副学長 (研究担当)		2023 年度
	山本 進一	豊橋技術科学大学	理事・副学長	研究大学コンソーシアム	2021 年度～ 2022 年 7 月
	小泉 周	自然科学研究機構	研究力強化推進本部・特任教授 (統括 URA)		
	花屋 実	群馬大学	理事 (研究・企画担当)	多能工型研究支援人材育成コンソーシアム	
	伊藤正実	群馬大学	研究・産学連携推進機構 教授・コンソーシアム室長		
	正城 敏博	大阪大学	共創機構・教授	大学技術移転協議会	
	森倉 晋	電気通信大学	研究戦略推進室・統括 URA (特任教授)	リサーチ・アドミニストレーション協議会	
	池田 雅夫	大阪大学	招へい教授		

	佐治 英郎	京都大学	学術研究支援室長, シニアリサーチ・アドミニストレーター		
	高橋 真木子	金沢工業大学大学院	イノベーションマネジメント研究科・教授		

8.2 研修 WG

(敬称略, 順不同, ◎: 座長, ○: 副座長)

	氏名	所属機関	所属・職名	団体名	備考
	飯田 香緒里	東京医科歯科大学	副理事, 統合イノベーション推進機構 副機構長 教授・産学連携研究センター長, オープンイノベーション機構 副機構長	医療系産学連携ネットワーク協議会	
	川澄 みゆり	東京医科歯科大学	統合イノベーション機構 URA		2023 年度
	萩島 理	九州大学	教授		2021～2022 年度
	加藤 英之	筑波大学	URA 研究戦略推進室・副室長		2021～2022 年 11 月
	クスターズ ハロルド	九州大学	研究・産学官連携推進部 グラントサポート室長 URA	学術研究懇談会	2023 年度
	森本 行人	筑波大学	URA 研究戦略推進室 副室長		2022 年 12 月 ～2023 年度
	小泉 周	自然科学研究機構	研究力強化推進本部・特任教授 (統括 URA)	研究大学コンソーシアム	
	宇根山 絵美	岡山大学	研究推進機構 主任リサーチ・アドミニストレーター		
	伊藤 正実	群馬大学	研究・産学連携推進機構 教授・コンソーシアム室長	多能工型研究支援人材育成コンソーシアム	
	木村 晃子	宇都宮大学	社会共創促進センター・シニア URA		2021 年度
	飯塚 朗	群馬大学	研究・産学連携推進機構 URA		2022 年度
	平山 太市	茨城大学	研究・産学官連携機構 URA		2023 年度
	山本 貴史	株式会社 東京大学 TLO	代表取締役社長 兼 CEO	大学技術移転協議会	2021～2023 年 7 月

	本田 圭子	株式会社 東京大学 TLO	代表取締役社長 兼 CEO		2023 年 7 月～
	藤井 健視	国立研究開発法人科学技術振興機構	科学技術イノベーション人材育成部・部長	科学技術振興機構	2021～2022 年度
	小長谷 幸	国立研究開発法人科学技術振興機構	人財部科学技術イノベーション人材育成室 室長		2023 年度
◎	佐治 英郎	京都大学	学術研究支援室長 シニアリサーチ・アドミニストレーター	リサーチ・アドミニストレーション協議会	2022 年度～
	杉原 伸宏	信州大学	学術研究・産学官連携推進機構, 学術研究支援本部長, 副理事・教授		
	高橋 真木子	金沢工業大学大学院	イノベーションマネジメント研究科・教授		
	森倉 晋	電気通信大学	研究戦略推進室・統括 URA (特任教授)		
	池田 雅夫	大阪大学	招へい教授		

8.3 認定 WG

(敬称略, 順不同, ◎: 座長, ○: 副座長)

	氏名	所属機関	所属・職名	団体名	備考
	渡部 博光	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング	政策研究事業本部 東京本部・副本部長, 主席研究員知的財産コンサルティング室長	医療系産学連携ネットワーク協議会	
	梅村 雅之	筑波大学	教授	学術研究懇談会	
	小泉 周	自然科学研究機構	研究力強化推進本部特任教授 (統括 URA)	研究大学コンソーシアム	
	新田 元	東京工業大学	研究・産学連携本部・研究戦略部門長		
○	伊藤 正実	群馬大学	研究・産学連携推進機構教授・コンソーシアム室長	多能工型研究支援人材育成コンソーシアム	

	間宮 るい	茨城大学	研究・産学官連携機構・URA		2021～2022年度
	飯塚 朗	群馬大学	研究 URA 室・副主幹 URA		2023 年度
	正城 敏博	大阪大学	共創機構・教授・渉外部 門長	大学技術移転協議会	
◎	池田 雅夫	大阪大学	招へい教授	リサーチ・アドミニ ストレーション協議 会	
	森倉 晋	電気通信大 学	研究戦略推進室・統括 URA (特任教授)		
	高橋 真木子	金沢工業大 学大学院	イノベーションマネジメ ント研究科・教授		
	佐治 英郎	京都大学	学術研究支援室長 シニアリサーチ・アドミ ニストレーター		

9 会議開催状況

9.1 令和 3 (2021) 年度

9.1.1 協力者会議

4 回開催 (書面審議を含む) (委員 11 名)

(1) 第 1 回協力者会議 [2021 年 11 月 11 日 (木) 開催]

- 質保証機関の設置について
- 2021 年度の研修及び審査対象者について 等

(2) 第 2 回協力者会議 [2021 年 12 月 23 日 (木) 開催]

- 質保証機関について
- 受講料及び受審料について 等

(3) 第 3 回協力者会議 [2022 年 2 月 14 日 (木) 開催 (書面審議)]

- URA スキル認定制度 制度の考え方と概要について
- 2021 年度研修実施要項、審査実施要項について 等

(4) 第 4 回協力者会議 [2022 年 3 月 22 日 (火) 開催 (書面審議)]

- 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構が実施する URA スキル認定制度に係る実施要項について
- URA スキル認定制度の不服審査委員会設置要綱について
- 不服審査委員会委員の選任について

9.1.2 研修ワーキンググループ

4回開催（書面審議を含む）（委員14名）

- (1) 第1回研修ワーキンググループ[2021年9月9日（木）開催]
 - これまでの検討状況について
 - 本WGの検討課題について
 - 試験委員会について
 - Advancedレベルの検討体制について
- (2) 第2回研修ワーキンググループ [2021年10月13日（水）開催]
 - Fundamentalレベル、Coreレベルの実施方法、修了要件について
 - 研修実施期間と時期及び2021年度のスケジュールと受講者について
 - 試験検討チームについて 等
- (3) 第3回研修ワーキンググループ [2021年12月20日（月）開催]
 - FundamentalレベルとCoreレベルの確認テストと教材について
 - 2021年度及び2022年度研修実施要項について 等
 - Advancedレベルの検討スケジュール、確認テストについて 等
- (4) 第4回研修ワーキンググループ [2022年2月22日（火）開催]
 - 2022年度研修実施要項について
 - Advancedレベルの実施方法について 等
- (5) 第5回研修ワーキンググループ [2022年3月9日（水）開催]
 - 試験検討チームから報告について
 - 確認テストの不足数の対応について
 - Advancedレベルの研修について 等

9.1.3 審査ワーキンググループ

6回開催（書面審議を含む）（委員11名）

- (1) 第1回審査ワーキンググループ [2021年9月22日（水）開催]
 - 認定URAの審査基準の明確化について 等
- (2) 第2回審査ワーキンググループ [2021年10月26日（火）開催]
 - 認定URAの審査スケジュールと2021年度本格実施の審査対象者について
 - 認定URAの審査員の選任基準と候補者の推薦依頼について 等
- (3) 第3回審査ワーキンググループ [2021年12月15日（水）開催]
 - 認定URAの審査基準、審査員候補者、審査料について
 - 認定URAの審査要項、審査の手引き、申請書類について 等
- (4) 第4回審査ワーキンググループ [2022年1月20日（木）開催]（書面審議）
 - 2021年度認定URAの審査員の選任及び審査委員長の選任について

- (5) 第5回審査ワーキンググループ [2022年3月17日(木)開催] (書面審議)]
 - 2022年度URAスキル認定制度 認定URA審査実施要項について
- (6) 第6回審査ワーキンググループ [2022年3月24日(木)開催]
 - 2022年度認定URA審査実施要項について
 - 2021年度認定審査規程、不服審査について 等

9.2 令和4(2022)年度

9.2.1 協力者会議

3回開催(委員11名)

- (1) 第5回協力者会議 [2022年8月1日(月)開催]
 - Advancedレベルの研修について
 - Fundamentalレベル, Coreレベルの教材改修について
- (2) 第6回協力者会議 [2022年10月21日(金)開催]
 - Fundamentalレベル, Coreレベルの研修読み替えに係る手続きについて
 - Fundamentalレベル, Coreレベルの研修読み替えに係る経費について
 - Advancedレベルの受講料について
- (3) 第7回協力者会議 [2023年1月12日(木)開催]
 - 認定URA及び認定専門URAの英語名称について
 - 研修規程の改正について
 - 認定審査規程の改正について
 - 認定審査暫定細則の改正(審査実施要項及び申請様式の改訂を含む。)について

9.2.2 研修ワーキンググループ

4回開催(委員15名)

- (1) 第6回研修ワーキンググループ [2022年6月10日(金)開催]
 - Fundamentalレベル, Coreレベルの教材改修について
 - 試験検討チームについて
 - Advancedレベルについて
- (2) 第7回研修ワーキンググループ [2022年10月7日(金)開催]
 - Advancedレベルの受講料について
 - Advancedレベルの共通科目候補について
 - 試験委員会委員について
- (3) 第8回研修ワーキンググループ [2022年12月7日(水)開催]
 - Advancedレベルの研修実施要項(案)について
 - Advancedレベルの共通科目について

- 試験委員会委員と確認テストの点検について
 - 2023 年度研修実施要項（Fundamental レベル、Core レベル）について
- (4) 第 9 回研修ワーキンググループ [2023 年 3 月 29 日（水）開催]
- 2022 年度 Fundamental レベル、Core レベル教材作成及び確認テストの点検作業について
 - 2023 年度 Fundamental レベル、Core レベル教材及び確認テストの作成及び作成者について

9.2.3 審査ワーキンググループ

3 回開催（委員 11 名）

- (1) 第 7 回審査ワーキンググループ [2022 年 6 月 23 日（木）開催]
- 審査に関わる各種規則について
 - 認定 URA の申請要件の見直しについて
 - 認定専門 URA の審査（試行）について
- (2) 第 8 回審査ワーキンググループ [2022 年 10 月 7 日（金）開催]
- 認定審査規程の改正について
 - 2022 年度後期認定 URA 審査実施要項の改訂について
- (3) 第 9 回審査ワーキンググループ [2022 年 12 月 27 日（火）開催]
- 認定専門 URA の認定審査の試行について
 - 2022 年度後期認定 URA 審査実施要項の改訂について
 - 2023 年度認定 URA 審査実施要項（案）について

9.3 令和 5（2023）年度

9.3.1 協力者会議

4 回開催（委員 10 名）

- (1) 第 8 回協力者会議 [2023 年 8 月 28 日（月）開催]
- 2024 年度以降の URA スキル認定制度の方向性について
- (2) 第 9 回協力者会議 [2023 年 9 月 29 日（金）開催]
- 2024 年度以降の認定制度のあり方について
- (3) 第 10 回協力者会議 [2023 年 12 月 26 日（火）開催]
- 不正行為への対応（規程の制定）について
 - 認定審査規程，認定審査暫定細則，審査実施要項及び申請書様式の見直し
 - 大学等の子会社における業務経験の評価について
- (4) 第 11 回協力者会議 [2024 年 3 月 26 日（火）開催]
- 認定 URA の更新について

- 2024 年度研修実施の概要について
- 2024 年度以降の Advanced レベルの研修及び認定専門 URA の審査について

9.3.2 研修ワーキンググループ

3 回開催（委員 15 名）

- (1) 第 10 回研修ワーキンググループ [2023 年 5 月 29 日（月）開催]
 - Fundamental レベル，Core レベルの教材改修と確認テストの点検について（対象科目，教材作成者・講師，作成マニュアル）について
 - 不正行為に対する措置について
 - 2023 年度研修実施要項の修正について
 - 2024 年度以降の研修の実施スケジュールについて
 - 2024 年度以降の受講料について
 - 認定 URA の更新について
- (2) 第 11 回研修ワーキンググループ [2023 年 11 月 10 日（金）開催]
 - Fundamental レベル，Core レベルの教材改修と確認テストの点検について（対象科目，教材作成者・講師）について
- (3) 第 12 回研修ワーキンググループ [2024 年 2 月 29 日（木）開催]
 - 2023 年度 試験検討チーム 点検結果について
 - 研修教材及び確認テストの作成に関する申し送り事項（改善案）について

9.3.3 審査ワーキンググループ

5 回開催（委員 11 名）

- (1) 第 10 回審査ワーキンググループ [2023 年 5 月 29 日（月）開催]
 - 認定専門 URA の審査について
 - 不正行為に対する措置について（認定審査規程及び実施要項等の改正）
 - 2024 年度以降の認定審査の実施スケジュールについて
 - 2024 年度以降の審査料について
 - 認定 URA の更新について
- (2) 第 11 回審査ワーキンググループ [2023 年 11 月 15 日（水）開催]
 - 認定審査規程，認定審査暫定細則，審査実施要項及び申請書様式の見直し
 - 2024 年度以降の認定事業について
 - 認定 URA の審査員の補充について
 - 大学等の子会社における業務経験の評価について
- (3) 第 12 回審査ワーキンググループ [2023 年 12 月 12 日（火）開催]

- 審査委員会審査員のコメントを受けた認定審査暫定細則，申請書様式及び Q&A の見直しについて
 - 認定 URA の審査員の補充について
 - 大学等の子会社における業務経験の評価について
- (4) 第 13 回審査ワーキンググループ [2023 年 2 月 15 日 (木) 開催]
- 認定 URA の更新について
- (5) 第 14 回審査ワーキンググループ [2024 年 3 月 18 日 (月) 開催]
- 認定 URA の更新書類等について
 - 2024 年度認定 URA 審査実施要項で改訂すべき点について